

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

県営土地改良事業幸手領・権現堂地区（かんがい排水事業）の工事を令和三年三月九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕